

演習（事例検討）

1 はじめに

児童虐待については、平成 12 年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が制定された。しかしそれ以降も、全国の相談件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を一層進める必要がある。

児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、令和元年 6 月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者等による体罰禁止が法定化（令和 2 年 4 月施行）されたことにより、これまで以上に児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人がアンテナを高くたて適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

2 研修プログラム

（1）研修のねらい

児童虐待が疑われる子どもを発見したときの学校としての初期対応や、子どもへの支援や保護者への対応、関係機関との連携について理解を深める。

（2）研修の流れ

時間	活動内容	留意点
前半導入 15分	1 本日の研修のねらいを確認する。 ・行政説明を聞く。	○本研修の趣旨説明を聞く。 ○早期発見、初期対応から通告までの流れを確認する。
展開 15分	2 〈ワークシート〉の事例についての「1 初期対応から通告前まで」を考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。【5分】	○誰が、どこに、どのような対応をしていくのか具体的に個人で書く。 ※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第三版）（岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 R6. 3）」の10ページ参照
	3 記入した内容について、各グループで話し合う。【7分】	○グループづくりを行い、進行係、記録係、発表係を決める。 ○自校の体制の見直しと組織としての対応を確認する。 ※適宜、グループ内で意見交換

	4 グループで話し合った内容を（1～2グループ程度）発表し、全体で共有する。【3分】	
後半導入 10分	5 後半の説明を聞く。 ・行政説明	○通告後の対応と支援と関係機関との連携について確認する。
展開 15分	6 「2 支援・対応や連携の仕方」について考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。【6分】	○「本人に対しての支援」「母親に対しての対応」「父親に対しての対応」「関係機関との連携」の4つの視点から考える。 ※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第三版）（岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 R6. 3）」の15～24ページ参照
	7 記入した内容について、各グループで話し合う。【6分】	※適宜、グループ内で意見交換
	8 グループで話し合った内容を（1～2グループ）程度発表し、全体で共有する。【3分】	
補足 5分	9 ヤングケアラーについて説明を聞く。【5分】 ・行政説明	○留意することを確認する。

○虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、まず、管理職に相談し組織で対応すること、通告は支援の始まりであり、定期的に関係機関等と連絡を取り合うことが大切であることを確認する。

〈ワークシート〉

母親による心理的虐待・身体的虐待の事例（高等学校）

〈事例〉

生徒A（高1女子）、父、母、妹（小3女子）、弟（4歳）の5人家族。父は本人Aが中学校の時、くも膜下出血で足に障害が残ったこと等により失業しリハビリ中、母親は深夜も働いており、日中は寝ていることがある。

Aは明るく友達が多い。運動部に所属し、積極的に練習に参加していたが、1学期末頃から練習を休む日や学校を遅刻・欠席する回数も増えた。終業式の日Aが顧問に「部活動を辞めたい」と相談した。

翌日、顧問と担任がAに部活を辞めたい理由を聞くと、「家庭の事情で」と答えた。心配した担任がさらに詳しく話を聞くと、Aが中1の頃からきょうだいの世話や食事等の面倒をみることが多く、世話をしないと母親から「役立たず」「使えないわね」「高校行かせてやってるんだから」と言われたり、叩かれたりすることがある等、涙を流しながら話してくれた。

【前半】

1 この事例を把握した後、どのように対応したらよいと考えますか。「初期対応から通告前まで」について考えてみましょう。（時系列で考えてください）

※いつ、誰が、どこに、どのような対応をするか。本人の置かれている状況を把握し、本人がどうしてほしいのか、どのように希望しているのかを踏まえた上で検討する。

・子どもへの対応について

・校内組織体制の確認（教職員の連携）

・記録について

グループ協議 MEMO

【後半】

- 2 Aから相談を受けた後、学校は本人への「支援」や母親や父親への「対応」について、関係機関とどう「連携」すべきか、また、どんなことに留意しなければならないでしょうか。自分の考えを具体的に書いてみましょう。※通告して終わりとならないようにしましょう。

「本人に対して」

「母親に対して」

「父親に対して」

「関係機関との連携」

グループ協議 MEMO

対応例

〈ワークシート〉

母親による本人への心理的虐待・身体的虐待の事例（高等学校）

〈事例〉

生徒A（高1女子）、父、母、妹（小3女子）、弟（4歳）の5人家族。父は本人Aが中学校の時、くも膜下出血で足に障害が残ったこと等により失業しリハビリ中、母親は深夜も働いており、日中は寝ていることがある。

Aは明るく友達が多い。運動部に所属し、積極的に練習に参加していたが、1学期末頃から練習を休む日や学校を遅刻・欠席する回数も増えた。終業式の日Aが顧問に「部活動を辞めたい」と相談した。

翌日、顧問と担任がAに部活動を辞めたい理由を聞くと、「家庭の事情で」と答えた。心配した担任がさらに詳しく話を聞くと、Aが中1の頃からきょうだいの世話や食事等の面倒をみるのが多く、世話をしないと母親から「役立たず」「使えないわね」「高校行かせてやってるんだから」と言われたり、叩かれたりすることがある等、涙を流しながら話してくれた。

【前半】

1 この事例を把握した後、どのように対応したらよいと考えますか。「初期対応から通告前まで」について考えてみましょう。（時系列で考えてください）

記
録
を
と
る

① 子どもへの対応。

- ・ 教員が子どもからの聞き取りを行う際は、誘導にならないよう、「どうしたの？何があったの？」などと、オープンクエスチョン形式で尋ねる。
→ 置かれている状況について、子ども自身から聴き取る。（話しやすい場づくり）
- ・ 必要であれば、子どもが理解できるように、児童相談所への連絡や一時保護の可能性など、今後の流れについてわかる範囲で伝える。
→ 状況を把握し、本人の希望や意向を踏まえた上でつないでいく。

② 管理職及び虐待対応担当者を中心に校内組織会議を開く。

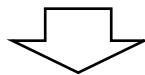
（メンバー例：管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）など）

※虐待対応担当者等を確認しておく。

- ・ 管理職に相談・報告をする。（一人で抱え込まない）
- ・ 外部機関の対応窓口担当者（教頭など）を明確にすること。

③ 情報を集める（市町村の相談窓口等）。

- 校内組織会議で情報を収集し、通告・相談について検討する。
- 管理職及び虐待対応担当者で初期対応について検討する。
- 必要に応じて、SSWと連携し、家庭の状況把握をすること。
- 妹や弟の通う園や小学校等に連絡を取り、情報収集・共有に努める。



①～③等を確認した上で **通告・相談** をする

【記録の留意点について】

※ 学校での記録が、児童相談所等における判定時の資料や、支援のためのネットワーク会議である「要保護児童対策地域協議会」への貴重な情報となる。事実に基づいた正確な記録が必要。【客観的な情報と主観的な情報(所見など)は分けて掲載】

- ・ 根拠の記録
→ 虐待を疑った根拠となる事象について具体的、時系列で記録
- ・ 子どもの訴えの記録
→ 子ども自身からの訴えの場合は、子どもの言葉で記録、表情や態度も記録
- ・ 情報の記録
→ 直接または伝聞の情報の区別
- ・ 保護者の話の記録
→ 保護者からの電話や面談、日時や内容、様子を経過に従い具体的に記録
- ・ 傷やあざ等の記録
→ 傷やあざについて写真・スケッチなど必要に応じて記録。
→ もっとも有効な記録は医師の診断書。

【後半】

- 2 Aから相談を受けた後、学校は本人への「支援」や母親や父親への「対応」について、関係機関とどう「連携」すべきか、また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを具体的に書いてみましょう。※通告して終わりとならないようにしましょう。

「本人に対して」

- ・ SCやSSW等と連携しながら心のケアを行ったり、自尊感情を育むように工夫したりする。(認め、励ますなど受容的な学校・教室づくり)
- ・ ヤングケアラーであることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応をする。
- ・ ヤングケアラーがサポートしている人の病気や障がいの種類によっては、子ども自身や自分の家族に対してネガティブなイメージを持ってしまうこともあるため、十分な配慮と慎重な対応が求められている。
- ・ ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めた上で、「いつでも助けを求めている」ということをしっかりと伝え、他の選択肢もあるということを占めることが重要。
- ・ ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮をする。
- ・ 子どもに対するメンタル面でのサポートをする。
- ・ 本人のケアができるよう定期的な教育相談やSTANDBYや24時間子供SOSダイヤル、子どもの人権110番など自ら相談できるような窓口を知らせていく。

「母親に対して」

- ・ 今後の状況を改善するための方法を一緒に考える。
 - ・ 虐待だけを話題にすることや批判をすること等はせず、保護者の話を聞く。
 - ・ 母親に寄り添った言葉がけをする。
 - ・ SC や SSW と連携し、支援できる体制を整える。
- ※ 通告したことで、母親から苦情を言われた際、次の点に留意して対応する。
- ① 来校した時は必ず複数の教員で対応する。
 - ② 威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、教育委員会等設置者や警察、弁護士等に連絡しておく。 など

「父親に対して」

- ・ 学校での本人の様子を知らせたり、家庭での様子を聞いたりする。
- ・ 「子どものために何ができるか」今後の状況を改善するための方法を一緒に考える。
- ・ やり取りの中で父親が望めば、社会復帰のための社会福祉事務所の連絡先等を情報提供する。
- ・ SSW との連携で就労のための支援や窓口を案内してもらう。

「関係機関との連携」

- ・ 児童相談所、福祉事務所、精神保健福祉センター等を SSW と連携して、適切な関係機関につないでいく。
- ・ ケース会議(校内ケース会議、要保護児童対策地域協議会ケース会議)を通して、市町村又は児童相談所等と情報交換し、情報共有に努める。
- ・ 定期的又は状況の変化等に応じて、市町村又は児童相談所等と連絡を取り合い、対応方針や留意事項を共通理解しておく。
- ・ 市町村や児童相談所の求めに応じ、概ね1か月に1回程度、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供する。
- ・ 理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合は、速やかに市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に情報提供する。
- ・ 妹や弟の通う保・幼・こども園や学校と連絡を取り合い、情報交換をする。 など

(参考として)

○ 「一時保護」になった場合の対応

- ・ 児童生徒の一時保護中の生活指導や学習指導に関して、児童相談所と連携して対応する。
- ・ 一時保護所の学習環境が、指導要録上出席扱いとすることができるかを判断する。(一時保護所等において一定の要件を満たす指導・相談を受けた日数)

○ 「一時保護」解除後の対応

- ・ クラスメイトに対して事前に配慮を促しておく。
- ・ 普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていく。
- ・ 気になる点があれば、児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に相談する。